

令和3年5月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和3年5月11日、午前9時30分 久留米市職員会館メルクス3階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

5番	江上 哲夫 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
19番	中村 裕 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員

欠席委員は次のとおりである。

赤司 久美 委員 秋永 憲一 委員 今村 裕一 委員 内田 正隆 委員
大石 敏裕 委員 甲斐サエ子 委員 鳥越 文生 委員 林田 高夫 委員
山口 啓一 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局 それでは、5月の総会に当たりまして御報告いたします。本日、現委員数24名中、15名の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

今日の5月の総会、非常に議案が多いわけでございます。代表者会におきましても、12時近くまでかかりましたので、できるだけ簡素化させていただいて、説明をしていきたいというふうに思っていますので、どうか皆さんの御協力をお願い申し上げて、5月の農業委員総会をただいまから開催させていただきます。よろしく願いいたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、審議番号13番、14番及び17番は、第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」と関連がある案件でございますが、審議番号13番、14番、17番は、第3号議案とは一体不可分の関係ではないことから、他の第1号議案とは分けずに審議することにいたします。

それでは、改めて第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転。

東部地域、審議番号1番から4ページの14番までの14件です。

5ページをお願いいたします。

西武地域、審議番号15番から6ページの21番までの7件です。

使用貸借権設定。

西武地域、審議番号22番の1件です。

以上、審議番号1番から22番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に

該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議 長 それでは、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 田主丸の田んぼを耕作するのに、福岡の中央区から本当に通われるんですか。こういう場合の通作距離、30キロなのか、50キロなのか、そういうふうなのは通達か何かで書いてあるんですか。

事務局 通達等に通作距離、通作時間等は記載されてはいませんが、おおむね40キロとか1時間以内ぐらいの通作時間1時間ぐらいで久留米市は運用しているところです。

議 長 それでは、ほかにございませんか。

委 員 同じく1番、2番、3番なんですけれども、この田主丸で農業をされるということなんですけれども、農機具関係はどうなっているんですか。

事務局 この方は、栽培品目がハーブでございまして、基本的には大型の農機具等は必要ないと。軽トラ等は所有してあります。

議 長 ほかにございませんか。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了して、ただいまから採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決をされました。
続きまして、第2号議案「農地転用計画変更承認申請について」でございますが、承認番号4番につきましては、次の第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、審議番号4番は第3号議案と一括して議題といたします。
また、審議番号1番及び3番につきましては、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、審議番号1番及び3番は、第4号議案と一括しての議題とさせていただきます。
それでは、関連案件とそれ以外に分けて審議し、先に、第2号議案、審議番号2番についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます

事 務 局 7ページをお願いします。
第2号議案「農地転用計画変更承認申請について」
農地転用計画変更承認申請書が提出されましたので付議いたします。
東部地域。2番、1件です。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第2号議案、審議番号2番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案、審議番号2番は可決されました。
続きまして、第2号議案、審議番号4番及び第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

7ページをお願いします。

第2号議案「農地転用計画変更承認申請について」

農地転用計画変更承認申請書が提出されましたので付議いたします。

8ページをお願いします。

西部地域、4番、1件です。

この案件につきましては、第3号議案の8番と関連案件となります。

9ページをお願いします。

第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域、1番から3番までの3件です。

10ページをお願いします。

西部地域。4番から11ページ、8番までの5件です。

なお、11ページ、7番につきましては、県農業会議の諮問案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛させていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員

9ページの番号2の件ですけれども、これは地域農業の振興に資する施設に供するものと書いてありますが、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

事務局

こちらの地域農業の振興に資する施設に該当するものとして、農地法施行規則の第33条に規定がありまして、住宅、その他土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものという定義がありますので、こちらの共同住宅がそれに該当しているものと判断しております。

委員

地図で言うと6ページですけれども、集落に接続しているとは言えないんじゃないかと思って。そばに団地みたいにしてあるんですけれども、ここだけが集落から少し地図的には離れているし、それで、集落に接続しているということができると

と。

事務局 申請地の北側の2筆につきましては、既に転用許可済地でございますので、同じく共同住宅の許可を受けている土地でございますので、そこがちょっと地図上、明記をしておりませんでしたので分かりにくい形での接続となっておりますが、実は許可済地になっております。

委員 分かりました。

議長 ほかにございますか。

「なしの声」

議長 ほかにないようですので、これにて質疑を終了して、ただいまから採決をいたします。

なお、採決に当たりましては、第2号議案、審議番号4番と第3号議案に分けて採決をいたします。

それでは、第2号議案、審議番号4番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案、審議番号4番は可決されました。

続きまして、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 全員挙手により、第3号議案は可決されました。

なお、7番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

続きまして、第2号議案、審議番号1番及び3番並びに第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

7ページをお願いします。

第2号議案「農地転用計画変更承認申請について」。

農地転用計画変更承認申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

この案件につきましては、第4号議案の6番と関連案件となります。

8ページをお願いします。

西部地域、3番、1件です。

この案件につきましては、第4号議案の17番と関連案件となります。

12ページをお願いします。

第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域、1番から14ページ10番までの10件です。

14ページをお願いします。

西部地域、11番から16ページ、17番までの7件です。

なお、12ページ、1番につきましては、県農業会議の諮問案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛させていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。なお、採決に当たりましては、第2号議案、審議番号1番及び3番と第4号議案に分けて採決をいたします。

それでは、第2号議案、審議番号1番及び3番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案、審議番号1番及び3番は可決されました。

続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
なお、審議番号1番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。
続きまして、第5号議案「非農地証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 17ページをお願いします。
第5号議案「非農地証明について」
非農地証明願が提出されましたので付議いたします。
東部地域。1番、1件です。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 それでは、質疑を終了して、ただいまから採決をいたします。
第5号議案「非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
第6号議案、審議番号9番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参

与の制限に該当いたします。よって、第6号議案は、審議番号9番とそれ以外に分けて審議をいたします。

議席番号***番、****委員の退席を求めます。

(****委員 退席)

それでは、第6号議案、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局

18ページをお願いいたします。

第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

20ページをお願いいたします。

第1区、9番、1件です。

以上、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと判断しております。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第6号議案、審議番号9番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長

全員挙手により、第6号議案、審議番号9番は可決されました。

第6号議案、審議番号9番の審議が終了しましたので、退席をされています議席番号***番、****委員の出席を求めます。

(****委員 着席)

****委員に御報告をいたします。第6号議案、審議番号9番は可決されました。

続きまして、審議番号9番を除く第6号議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 18 ページをお願いいたします。

第 6 号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第 1 区、1 番から 9 番を除く 11 番までの 10 件です。

21 ページをお願いいたします。

第 2 区、12 番から 22 ページ、17 番までの 6 件です。

以上、1 番から 9 番を除く 17 番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の要件を満たしているものと判断しております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。審議番号 9 番を除く第 6 号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号 9 番を除く第 6 号議案は可決されました。よって、第 6 号議案については、久留米市長あて通知いたします。続きまして、第 7 号議案「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます

事務局 23 ページをお願いいたします。

第 7 号議案「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」及び「令和

3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」

農業委員会等に関する法律第37条の規定による「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を作成いたしましたので付議いたします。

農業委員会につきましては、農業委員会の農地等の利用の最適化の推進の状況、そして、事務の実務状況について公表をすることになっておりまして、今回、この情報の公表につきましては、総会で承認を受けたあと、ホームページのほうで好評をしているところでございます。

それでは、こちらの第7号議案の別紙のほうを御覧いただくようお願いいたします。

(別紙にて説明)

すみません。長くなりましたけれども、以上で報告について終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでしたら、終了したいというふうに思います。それでは終了します。ただいまより採決をいたします。

第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決をされました。続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について」、
報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」、
報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第4号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」、報告第5号「職員の任免につい

て」

事務局の説明を省略をいたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 それでは、質疑がないようですので質疑を終了します。したがいまして、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により11番、後藤靖子委員、21番、日比生和雄委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。